



令和3年7月28日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和2年(ネ)第366号 損害賠償, 求償金請求控訴事件 (原審・仙台地方裁判所平成27年(ワ)第1307号 (甲事件), 平成28年(ワ)第258号 (乙事件))

口頭弁論終結日 令和3年5月31日

5

判 決

宮城県 [Redacted]

控訴人兼被控訴人 (1審甲事件原告)

[Redacted]

(以下「1審原告X1」という。)

10

宮城県 [Redacted]

控訴人 (1審甲事件原告)

[Redacted]

(以下「1審原告X2」という。)

15

宮城県 [Redacted]

控訴人 (1審甲事件原告)

[Redacted]

(以下「1審原告 X3 」という。)

上記3名訴訟代理人弁護士

[Redacted]

東京都 [Redacted]

20

被控訴人 (1審乙事件原告)

[Redacted]

(以下「1審原告 X4 」という。)

同代表者代表取締役

[Redacted]

同訴訟代理人弁護士

[Redacted]

25

住居所不明

最後の住所 宮城県 [Redacted]

被控訴人（1審甲・乙事件被告）

[Redacted]

（以下「1審被告 Y1」という。）

宮城県

[Redacted]

被控訴人（1審甲・乙事件被告）

[Redacted]

（以下「1審被告 Y2」という。）

同訴訟代理人弁護士

[Redacted]

宮城県

[Redacted]

被控訴人兼控訴人（1審甲・乙事件被告）

[Redacted]

（以下「1審被告 Y3」という。）

同特別代理人

[Redacted]

東京

[Redacted]

1審被告豊田及び1審被告 Y3

補助参加人

[Redacted] Z [Redacted]

（以下「補助参加人」という。）

同代表者代表取締役

[Redacted]

同訴訟代理人弁護士

[Redacted]

主

文

1 1審原告X1, 1審原告X2及び1審原告 X3 の各控訴をいずれも棄却する。

2 1審被告 Y3 の控訴に基づき, 原判決（更正決定による更正後のもの）主文1, 2項中1審被告 Y3 の敗訴部分を取り消す。

3 1審原告X1及び1審原告 X4 の1審被告 Y3 に対する



各請求のうち上記取消しに係る部分をいずれも棄却する。

- 4 1 審原告X1, 1 審原告X2及び1 審原告 X3 と1 審被告 Y2 及び
1 審被告 Y1 との関係では, 控訴費用を1 審原告X1, 1 審原告X2及
び1 審原告 X3 の負担とし, 1 審原告X2及び1 審原告 X3 と1
5 審被告 Y3 との関係では, 控訴費用を1 審原告X2及び1 審原
告 X3 の負担とし, 1 審原告X1及び1 審原告 X4 と1 審被告
Y3 との関係では, 訴訟費用を第1, 2 審とも1 審原告X1及び
1 審原告 X4 の負担とする。

事 実 及 び 理 由

10 第1 控訴の趣旨

1 1 審原告X1, 1 審原告X2及び1 審原告 X3 の控訴

- (1) 原判決を次のとおり変更する。
- (2) 1 審被告らは, 1 審原告X1に対し, 連帯して1億2318万6472円及
びこれに対する平成24年4月25日から支払済みまで年5分の割合による
15 金員を支払え。
- (3) 1 審被告らは, 1 審原告X2に対し, 連帯して220万円及びこれに対する
平成24年4月25日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (4) 1 審被告らは, 1 審原告 X3 に対し, 連帯して220万円及びこれに対
する平成24年4月25日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払
20 え。

2 1 審被告 Y3 の控訴

主文2, 3項と同旨。

第2 事案の概要等 (以下, 略語等は, 原則として原判決の表記に従う。)

1 事案の概要

- 25 (1) 本件の甲事件は, 本件交差点において被告 Y1 車と被告 Y2 車が衝突した
本件事故に関し, 1 審原告X1, 1 審原告X2及び1 審原告 X3 が, 本件事故

により損害を被ったと主張して、1審被告 Y1 及び1審被告 Y2 に対しては民法709条又は自賠法3条に基づき、1審被告 Y3 に対しては民法715条1項又は自賠法3条に基づき、それぞれ損害金及びその遅延損害金を求めるものであり、本件の乙事件は、1審原告X2との自動車保険契約に基づいて本件事故による1審原告X1の上記損害に係る保険金を1審原告X2に支払った1審原告 X4 が、保険代位により、1審被告 Y1 及び1審被告 Y2 に対しては民法709条又は自賠法3条に基づき、1審被告 Y3 に対しては民法715条1項又は自賠法3条に基づき、それぞれ損害金及びその遅延損害金の支払を求めるものである。

10 (2) 原審は、①1審原告X1の1審被告 Y1 及び1審被告 Y3 に対する請求を原判決主文1項掲記の限度で認容してその余を棄却し、②1審原告X1の1審被告 Y2 に対する請求を棄却し、③1審原告X2及び1審原告 X3 の請求をいずれも棄却し、④1審原告 X4 の1審被告 Y1 及び1審被告 Y3 に対する請求を認容し、⑤1審原告 X4 の1審被告 Y2 に対する請求を棄却したところ、これを不服とする1審原告X1、1審原告X2、1審原告 X3 及び1審被告 Y3 がそれぞれ控訴を提起した。

15 2 前提事実、争点及び当事者の主張の要旨は、次のとおり補正し、後記第3の2ないし4のとおり当審における当事者の主張を加えるほかは、原判決の「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要等」の2及び3（原判決4頁11行目から9頁17行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

20 (原判決の補正)

原判決9頁8行目の「日進火災」を「日新火災」に改める。

第3 当裁判所の判断

25 1 当裁判所は、①1審原告X1の1審被告 Y1 に対する請求は、原審と同様に、原判決主文1項掲記の限度で理由があるから認容してその余を棄却し、②1審原告X1の1審被告 Y3 に対する請求は、原審とは一部異なり、理由がな

いから全部棄却し、③ 1 審原告X1の 1 審被告 Y2 に対する請求は、原審と同様に、理由がないから全部棄却し、④ 1 審原告X2及び 1 審原告 X3 の請求は、原審と同様に、理由がないからいずれも全部棄却し、⑤ 1 審原告 X4 の 1 審被告 Y3 に対する請求は、原審とは異なり、理由がないから全部棄却すべきであると判断するが、その理由は以下のとおりである。

2 争点①について

(1) 認定事実

認定事実は、原判決の「事実及び理由」欄の「第 3 争点に対する当裁判所の判断」の 1 (1)及び(2) (原判決 9 頁 20 行目から 11 頁 23 行目まで) に記載のとおりであるから、これを引用する。

(2) 判断

ア 信号機の表示する信号によって交通整理が行われている交差点を通過する車両の運転者は、特別の事情がない限り、信号を無視して交差点に進入してくる車両のありうることまでも予想して、交差点の手前で停止できるように減速し、左右の安全を確認すべき注意義務を負うものではない (最高裁昭和 51 年(オ)第 667 号同 52 年 2 月 18 日第二小法廷判決・裁判集民事 120 号 91 頁)。

そこで、本件において上記の特別の事情があったかについて検討する。

イ 被告 Y2 車が原判決別紙見取図④地点に至るまでについて

上記前提事実によると、1 審被告 Y2 は、本件交差点に向けて被告 Y2 車を走行させ、同図④地点になって初めて、同図①地点付近の被告 Y1 車のライトの光を認めたものであるが、この点について、1 審原告 X4 は、①本件交差点における双方の進行方向相互の見通しが良好であること、②被告 Y1 車のヘッドライトを視認しにくくする光源がほとんどなかったことから、1 審被告 Y2 は、通常の前方に対する注意を払っていれば、同図④地点よりもはるかに手前の地点で被告 Y1 車の存在を認識することがで

き、同車が信号を無視して本件交差点に進入してくることを予見することができたと主張する。

しかし、本件事故は、本件交差点付近が暗い夜間に発生したものである上、周囲には、信号、街灯、民家の灯りなど様々な灯りがあったこと（戊 22 - 9 頁）、夜間時の自動車の運転者の視野角度は限られ、予見範囲はヘッドライトが照射されている範囲に限定されると考えられるという知見があること（戊 22, 23）からすると、上記①、②の主張を踏まえても、1 審被告 Y2 が通常の前方に対する注意を払っていれば同図④地点よりも手前の地点で被告 Y1 車の存在を認識することができたとまでは認められないというべきである。

そうすると、被告 Y2 車が同図④地点に至るまでは、そもそも 1 審被告 Y2 が被告 Y1 車の存在を認識できたとは認められないから、上記の特別な事情があるということとはできない。

ウ 被告 Y2 車が原判決別紙見取図④地点に至った時点について

上記認定事実によると、1 審被告 Y2 は、本件交差点に向けて被告 Y2 車を走行させ、同図④地点になって、同図①地点付近の被告 Y1 車のライトの光を認めたものであるが、その際、被告 Y1 車は、本件交差点の手前を、時速約 43.7 km（戊 22）ないし時速約 45 km（丙 16）程度の速度で走行していたものであり、異常な高速進行をしていたとか、異常な態様での進行をしていたなどの特別な事情があったとは認められない。

この点、1 審原告らは、被告 Y1 車が同図①地点において徐々に減速をしていなかったことが特別な事情に当たり、このことを認識することにより 1 審被告 Y2 は同車の赤信号無視を予見することができたと主張しているようである。

しかし、1 審被告 Y2 は、このときに初めて、被告 Y1 車のライトの光を見たのであって、同車の動きを連続的に見ていたわけではないから、同

車が徐々に減速していたか否かを認識することはできなかったというべきである。

また、1審被告 Y2 は、このとき、本件交差点の手前にいる被告 Y1 車を認識したものであるが、同車がそのまま減速することなく交差点に進入
5 することを認識し得たとも認め難いというべきである。1審被告 Y2 自身も、かかる認識を全く持てなかった旨を原審で供述及び陳述書に記載（丙 15）しており、また、補助参加人が作成した再現動画（戊 27）においても、被告 Y1 車が減速しないまま本件交差点に進入することを1審被告 Y2 が予見できなかったことが再現されているものである。

10 以上によると、被告 Y2 車が同図④地点に至った時点においても、上記の特別な事情があるということができない（そもそも、時速約 50 km で走行していた被告 Y2 車は、同図④地点で直ちに急ブレーキをかけたとしても、停止距離は 30.4 m ないし 33.2 m となり（戊 22）、衝突地点までの約 28 m を上回るし、また、本件事故の際、本件交差点に先入して
15 いたのは被告 Y2 車であって、その左側に被告 Y1 車が衝突したものであるから、1審被告 Y2 において本件事故の回避可能性があったともいい難い。）。

エ 以上によると、本件においては、上記の特別の事情があるということ
20 できないから、青信号で被告 Y2 車を本件交差点に進入させた1審被告 Y2 は、被告 Y1 車が信号を無視して交差点に進入することまでも予想して、交差点の手前で停止できるように減速し、左右の安全を確認すべき注意義務を負っていたとは認められない。

したがって、本件事故について1審被告 Y2 には過失がなかったという
25 べきである。

(3) 結論

ア 1審被告 Y2 の民法 709 条に基づく損害賠償責任及び1審被告 Y3

の民法715条1項に基づく損害賠償責任について

本件事故につき1審被告Y2に過失があったとは認められないから、1審被告Y2は民法709条に基づく損害賠償責任を負わず、1審被告Y3は民法715条1項に基づく損害賠償責任を負わない。

5 イ 1審被告Y2及び1審被告Y3の自賠法3条に基づく損害賠償責任について

本件事故の際、1審被告Y2は被告Y2車の運行に関し注意を怠らなかつた一方で、被告Y1車の運転者である1審被告Y1には赤信号で交差点に進入した過失が認められ、また、被告Y2車に構造上の欠陥又は機能の
10 障害もなかったと認められるから、被告Y2車の運転者である1審被告Y2及び同車の保有者である1審被告Y3は、いずれも自賠法3条ただし書により免責され、同条に基づく責任を負わない。

ウ よって、1審原告らの1審被告Y2及び1審被告Y3に対する請求は、その余の点について判断するまでもなく、いずれも理由がない。

15 3 争点②について

(1) 争点②については、次のとおり補正し、後記(2)のとおり当審における1審原告X1、1審原告X2及び1審原告X3の主張に対する判断を加えるほかは、原判決の「事実及び理由」欄の「第3 争点に対する当裁判所の判断」2（原判決15頁7行目から46頁4行目まで）に記載するとおりであるから、
20 これを引用する。

（原判決の補正）

原判決38頁11行目冒頭から41頁2行目末尾までを「ア 本件事故は、1審原告X1が同乗していた被告Y1車が、時速40km以上の速度で、被告Y2車に衝突した事故であったこと、1審原告X1は、搬送先の■■■■病院で、
25 本件事故前後の記憶がなく（逆行性健忘）、本件事故が発生した日の夜間には、月日や場所の見当識障害があったこと、■■■■病院における頭部CTでは、右

眼窩外側に皮下血腫と右眼瞼血腫があり(戊1)、頭部打撲があったことが推
認されること(山本ら意見)等を総合すれば、平成24年5月1日MRIで
確認された1審原告X1の脳梁体部後部の病変は、本件事故によって生じたと
認められる。この点について石川意見は、別の原因でも起こりうるため確定的
5 的でないとするが、上記説示に照らし、採用することができない。

そして、1審原告X1の上記脳梁体部後部の病変は、びまん性軸索損傷をう
かがわせる所見であり、本件事故によって1審原告翔にびまん性軸索損傷が
生じた可能性があるとして認められるところ、次の事情が認められる。

1審原告X1は、■■■■病院を退院した後の平成24年5月21日、同病院の
10 脳神経外科を受診し、同科の■■■■医師に対し、頭がはっきりしないなどと訴
えている。そして、同日及び同年6月4日に1審原告X1を診察した■■■■医師
は、各種検査の結果から、1審原告X1に生活の支障となり得る高次脳機能障
害は少なくとも認知面においては認められないが、精神・行動障害の有無に
15 関しては今後も観察が必要として、1審原告X1に対し、生活上で問題が生じ
た場合は連絡するように指示している。その後、1審原告X1が■■■■病院の脳
神経外科を受診したのは、■■■■医師から上記指示を受けた約1年10か月後
の平成26年4月9日であるが、1審原告X1は、このとき、■■■■医師に対し、
周囲から記憶力障害を指摘されることが多々ある旨述べ、さらに、同月15
日、■■■■医師に対し、最近プライベートで約束の日付を忘れることがあり、
20 友達に指摘されることが多くなった旨述べている。

1審原告X1の上記訴えは、びまん性軸索損傷による症状と合致するほか、
1審原告X1と友人との間で金銭トラブルがあった事実とも整合する。また、
1審原告X1は、このとき、■■■■医師に対し、職場では記憶に関するトラブル
はない旨述べ、1審原告 X3 も、■■■■医師に対し、1審原告X1の性格に特
25 に変化はない、家庭や職場での記憶のトラブルはない旨述べているが、職場
や家庭で記憶のトラブルはないという事実は、1審原告X1の後遺障害の有無・

程度を判断するに当たって1審原告X1に不利な事実であるにもかかわらず、これらの事実を1審原告X1及び1審原告 X3 が ■■■ 医師に対して述べていることからすれば、周囲から記憶力障害を指摘されることが多くなったという1審原告X1の上記訴えが詐病であるとは認められない。

5 したがって、1審原告X1の上記訴えは信用することができるというべきであり、以上を総合すれば、1審原告X1は、本件事故によって、びまん性軸索損傷の傷害を負ったものと認められる。

イ なお、軸索損傷には軸索の断裂（せん断）から一過性の軸索鞘の浮腫（軸索の表面を覆う髄鞘の分離によって生じる）にとどまるものまで様々な程度がある（山本ら意見）ところ、脳梁病変が通常は症状をあまり呈さない
10 体部・膨大部の変化であること（石川意見）、平成26年4月15日MRIで脳梁体部後部の病変が消失し、特に脳萎縮や脳室拡大等の所見が認められなかったこと、平成27年1月21日MRIでも脳室壁近傍、脳梁、皮髄境界領域に出血の痕跡が認められなかったこと、1審原告X1に脳梁離断
15 症候群の部分的な症状が出現しなかったことに照らせば、1審原告X1のびまん性軸索損傷は、軸索の断裂（せん断）ではなく、一過性の軸索鞘の浮腫程度であった可能性もある旨（山本ら意見）の指摘がある。

しかし、アで検討したとおり、1審原告X1の上記訴えは、びまん性軸索
20 損傷による症状と合致するものであり、びまん性軸索損傷の傷害を負ったものと認められるから、上記指摘は採用できない。

ウ そして、上記のとおり、本件事故によって1審原告X1にびまん性軸索損傷が生じた
25 ことが認められることからすれば、1審原告X1の上記訴えに係る症状すなわち記憶力障害は、本件事故によって生じたびまん性軸索損傷による症状と推認される。」に改める。

(2) 1審原告X1、1審原告X2及び1審原告 X3 は、1審原告X1の後遺障害等級を5級又は7級と認定すべきであると主張する。

しかし、1 審原告X1は、本件事故後、従前の職場（XXXXXXXXXX）に復帰し、1年以上勤務した後、自己都合により退職し、その後、友人に紹介されたアルバイト（復興に関する道路工事等）をするようになり、私生活では女性との交際を開始し、約1年4か月の交際期間を経て、同女と結婚をし、さらに、
5 電気工事の会社に就職し、本件事故発生前の給与の額を上回る月額基本給20万円の給与を得ることができるようになったところ、これらの事実は5級ないし7級に該当するための障害となる事実であり、これらの等級に該当するとするためには、これらの等級に該当することを根拠付ける事実の調査が必要である。

10 ところが、1 審原告X1は、現在の勤務状況については、金銭トラブルがあった友人に居場所を知られたくないとの理由で、補助参加人からの再三の釈明を受けても、明らかにせず、5級ないし7級に該当する上で障害となる疑問を払拭できていない。1 審原告X1は、現在の職種、正社員かアルバイトかの別、給与の額等についても明らかにしないところ、このような事実について、
15 明らかにしたところで、それによって1 審原告X1の居場所が判明するわけではないことからすると、1 審原告X1が現在の勤務状況についておよそ何も明らかにできない理由はないというべきである。

以上によると、1 審原告X1について、「神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができない」として5級
20 に該当すると認めることはできず、また、「神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができない」として7級4号に該当すると認めることもできないというべきである。

したがって、1 審原告X1、1 審原告X2及び1 審原告 X3 の上記主張は、これを採用することができない。

25 4 争点③について

(1) 争点③については、後記(2)以下のとおり、当審における1 審原告X1、1 審

原告X2及び1審原告 X3 の主張に対する判断を加えるほかは、原判決の「事実及び理由」欄の「第3 争点に対する当裁判所の判断」3(1)及び(2)（原判決46頁6行目から50頁9行目まで）に記載するとおりであるから、これを引用する。

5 (2) 1審原告X1, 1審原告X2及び1審原告 X3 は, 1審原告 X3 が1審原告X1の入院全日にわたって付き添ったから, 入院付添費が損害として認められるべきであると主張するが, 1審原告 X3 が単なる見舞いを超えて1審原告X1の入院に付き添ったと認めるに足りる証拠はないから, 1審原告X1, 1審原告X2及び1審原告 X3 の上記主張は採用できない。

10 (3) 1審原告X1, 1審原告X2及び1審原告 X3 は, 1審原告X1の介護費が損害として認められるべきであると主張する。

しかし, 1審原告X1の親族が1審原告X1を介護したと認めるに足りる証拠はなく, また, 1審原告X1は, 現在, 家族から独立し, 復職もしていることからすると, 将来において1審原告X1の介護が必要になると直ちに認めることもできない。

15 したがって, 1審原告X1, 1審原告X2及び1審原告 X3 の上記主張は採用できない。

(4) 1審原告X1, 1審原告X2及び1審原告 X3 は, 1審原告X1が, ■■■■■を退職した後, アルバイト程度の仕事しかできず, アルバイト先も長続きせず転々としていたから, この退職後の休業損害が認められるべきであると主張するが, アルバイト期間中に, 従前と比較してどの程度の減収があったかなど, 休業期間や減収額について具体的に主張しないから, 休業損害が発生したと認めることができない。

20 したがって, 1審原告X1, 1審原告X2及び1審原告 X3 の上記主張は採用できない。

25 (5) 1審原告X2及び1審原告 X3 は, 1審原告X1が本件事故の影響により性

格が悪化し、実家を離れて暮らすようになったことにより、重大な精神的苦痛を被ったと主張する。

しかし、上記の主張を考慮しても、1審原告X2及び1審原告 X3 について、1審原告X1が死亡した場合にも比肩しうべき精神的苦痛を受けたとは認められないとして精神的損害の発生を認めなかった原審の判断は相当というべきである。

したがって、1審原告X2及び1審原告 X3 の上記主張は採用できない。
5 その他、当審における当事者の主張に鑑み訴訟記録を精査しても、上記認定判断を左右するに足りる的確な主張立証はない。

10 第4 結論

以上によると、①1審原告X1、1審原告X2及び1審原告 X3 の控訴は、いずれも理由がないから、これらを棄却し、②1審原告X1及び1審原告 X4 の1審被告 Y3 に対する請求は全部理由がないから、1審被告 Y3 の控訴に基づき、原判決（更正決定による更正後のもの）主文1、2項のうち、
15 これらの請求を一部認めた部分を取り消し、その取消しに係る部分の請求をいずれも棄却することとして、主文のとおり判決する。

仙台高等裁判所第3民事部

20 裁判長裁判官 本 間 健 裕

裁判官 岡 口 基 一

25 裁判官 工 藤 哲 郎

これは正本である。

令和3年7月28日

仙台高等裁判所第3民事部

裁判所書記官 橋本 寿 弥

